

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年2月13日
<b>【会社名】</b>	健康コーポレーション株式会社
<b>【英訳名】</b>	Kenkou Corporation, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 瀬戸 健
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
<b>【電話番号】</b>	03-5337-1337
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 香西 哲雄
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
<b>【電話番号】</b>	03-5337-1337
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 香西 哲雄
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

## 【届出の対象とした募集金額】

(第1回新株予約権)

その他の者に対する割当 1,500,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)

2,601,500,000円

(第2回新株予約権)

その他の者に対する割当 560,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)

2,560,560,000円

(第3回新株予約権)

その他の者に対する割当 300,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)

2,400,300,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

## 【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

証券会員制法人札幌証券取引所

(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年2月13日に四半期報告書(第12期第3四半期 自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、参照書類に当該四半期報告書及び臨時報告書を追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち、「平成27年3月期第3四半期決算短信」と題する書面を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

平成27年3月期第3四半期決算短信

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)  
平成26年 6 月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)  
平成26年 8 月14日関東財務局長に提出

事業年度 第12期(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)  
平成26年11月14日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年 2 月12日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 に基づく臨時報告書を平成26年 6 月24日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年 2 月12日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号に基づく臨時報告書を平成26年12月19日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
平成26年6月23日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)  
平成26年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第12期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)  
平成26年11月14日関東財務局長に提出

事業年度 第12期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)  
平成27年2月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年6月24日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を平成26年12月19日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく臨時報告書を平成27年2月13日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年2月12日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年2月12日)現在においてもその判断に変更はないと判断しております。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年2月13日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年2月13日)現在においてもその判断に変更はないと判断しております。